

国立大学法人東京農工大学資金運用連絡会議細則

(細則第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人東京農工大学資金運用規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、資金運用連絡会議(以下「連絡会議」という。)について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 資金運用方針の原案に関する事。
- (2) 資金運用計画表の原案に関する事。
- (3) 資金運用の実施に関する事。
- (4) 資金運用実績表の原案に関する事。
- (5) 資金運用に関する学長報告に関する事。
- (6) その他資金の運用に関する事。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(総務・財務担当)
- (2) 財務部長
- (3) 財務部財務課長
- (4) 財務部経理調達課長
- (5) その他次項に定める議長が必要と認める者

2 連絡会議に議長を置き、理事(総務・財務担当)をもって充てる。

(会議の招集)

第 4 条 連絡会議は、必要に応じ議長が招集する。

(事務)

第 5 条 連絡会議の事務は、財務部経理調達課において行う。

(雑則)

第 6 条 この細則に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 3 月 23 日から施行し、平成 27 年 3 月 2 日から適用する。
- 2 資金運用連絡会議要項(平成 17 年 1 月 17 日制定)は、廃止する。